

※※いずれの申請も各期において申請が必要となりますのでご注意ください※※

I 授業料の免除申請

経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者については、願出により選考の上、授業料の全額又は半額の免除が許可される制度があります。

●申請書・提出期限等（平成29年度）

期別	配付開始	申請書入手方法	提出期限	結果発表	提出書類
前期分	2月9日(木)～	新生は下記に加え、入学 手続会場での受領 ・窓口(学生課5番窓口) ・ホームページからのダウン ロード	3月31日(金) ※新生は 4月6日(木)	6月下旬	○授業料免除申請書 ○市区町村発行の所得 証明書 ○所得に関する証明書
後期分	7月下旬	・窓口(学生課5番窓口) ・ホームページからのダウン ロード	9月下旬	12月下旬	○特別控除に関する 証明書 ○本人の家計状況に 関する証明書 ○その他

注1) 掲示にてお知らせしますので、掲示に十分注意してください。

注2) 申請者は、免除の許可及び不許可が決定するまでは、授業料の納付が猶予されます。免除の許可が認められなかった場合や半額免除となった場合は、所定の授業料を納入してください。

II 授業料の徴収猶予・月割分納

経済的理由により、授業料をその納付期限までに納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者は、願出により徴収猶予又は月割分納が許可される制度があります。

●提出期限・納付期限等（平成29年度）

種 別	申請書配付	納付期限	願書提出期限	結果発表
徴収猶予	【前期分】 2月9日(木)～ 【後期分】 7月下旬	前期分 9月20日	前期分 3月31日(金) ※新生は4月6日(木)	前期分 4月下旬
		後期分 3月20日 (卒業年次は 2月上旬)		後期分 10月下旬
月割分納		毎月末日 ※9月と3月はともに20日	後期分 9月下旬	

(本件に関する問い合わせ先及び提出場所)
 学生課学生支援係(2号館5番窓口)
 TEL 022-214-3340・3341